見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

- 1. 見積競争に付する事項
- (1)件 名 据置型アナログ式汎用X線診断装置(C103、C104)の保守
- (2)業務内容 仕様書のとおり
- (3) 保 守 期 間 令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。
- (4) 実 施 場 所 仕様書のとおり
- 2. 仕様書等関係書類交付方法 仕様書等関係書類は、本公告に添付する。
- 3. 見積書の提出場所等
- (2) 連 絡 先 (担当) 木村 電話番号 029-853-3586
- (3) 見積書提出期限 令和6年4月30日 12時00分 見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。
- 5. 見積競争に参加する者に必要な資格
- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程(以下「規程」という。)第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 代理店証明を提出できること。

6. 請書の作成等

契約の締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以 上

令和6年4月23日

国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司

仕 様 書

- 1. 件 名 据置型アナログ式汎用 X 線診断装置 (C103、C104) の保守
- 2. 対象機器 キヤノンメディカルシステムズ社製(内訳別紙1のとおり)
- 3. 設置場所 国立大学法人筑波大学附属病院中央診療棟 1 階 C103 室、C104 室
- 4. 保守期間 令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。
- 5. 支 払 請求書は国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。保守 に係る代金は、1ヶ月毎に支払うものとし、当該業務完了確認後、適法な請求 書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- 6. 実施要領 請負者は、上記装置を正常且つ安全な状態で維持運転できるよう、次のとおり 保守点検を行うものとする。

(1) 保守適用範囲

本契約の対象となる物品は、別紙 1 のとおりとする。また本装置が契約物件以外の製品と接続されている場合は、入出力インターフェースの本装置側のコネクタまでとする。

(2) 定期保守

請負者は、定期点検実施月(8月)に技術員を派遣し、定期点検報告書に定める項目に従い、機器各部の点検、別紙2に定める「定期交換部品」の交換、清掃、調整、その他必要な業務を行い、点検終了後は定期点検報告書により発注者に報告するものとする。なお、定期交換部品は保守費用に含めるものとする。

(3) 緊急保守

請負者は、据置型アナログ式汎用X線診断装置について、発注者から装置の故障発生等の通報を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、担当職員の指示に従い正常な状態に復旧させるものとし、その都度作業報告書により報告するものとする。なお、修理交換部品は保守費用に含めるものとする。

(4) ソフトウエア保守

本装置の故障によりシステムプログラムが破壊された場合、システムプログラムを 修復する。また操作上の不具合に関する問合せへの回答を行う。

(5) 保守対応時間

請負者は、コールセンタにおいての発注者からの装置の障害発生の受付、緊急修理 を行うものとする。

定期点検は、平日の9時00分から17時30分の間に行うものとする。

(6) 保守の範囲

次の事由及びこのことにより生じた修理・調整・作業等は本契約に含まないものと する。

- ① 周辺機器及びメディア等消耗品に係る費用
- ② 装置の移設、撤去、オーバーホールに関する作業
- ③ 装置の仕様変更
- ④ 請負者及び請負者の指定する者以外の者による改造・修理に起因する故障
- ⑤ 発注者の故意又は重大な過失に起因する故障
- ⑥ 天災地変その他不可抗力による故障

(7) 免責

- 1) 次の各号に該当する本装置の不具合については、請負者は本契約における保守の責任は負わないものとする。
 - ① 火災、風水害、地震等の天災地変その他不可抗力に起因する不具合。
 - ② 請負者が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する 不具合及び本装置に対する取扱の不備、発注者の操作上の故意または過失により発生した不具合。
 - ③ 請負者または請負者の指定するもの以外による改造、修理等に起因する不具合。

- ④ 請負者が指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合。
- ⑤ 請負者が指定する以外のハードウエア及びソフトウエアの追加、または契約対象 物件を含むハードウエア及びソフトウエアの除去に起因する不具合。
- ⑥ 記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合。
- ⑦ 本装置及び本契約に伴い設置された請負者所有の機器が発注者施設内のネットワークに接続された場合のマルウエア(悪意のあるソフトウエア・コンピュータウィルス)の感染及び媒介。
- 2) 次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、請負者は発注者の依頼に基づき別途有償にて対応する。
 - ① 本装置のオーバーホールまたは設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整。
 - ② ハードウエア及びソフトウエアの仕様変更及び消耗品の支給・交換。
 - ③ 装置及び本契約に伴い設置された請負者所有の機器が発注者施設内のネットワークに接続された場合のマルウエア(悪意のあるソフトウエア・コンピュータウィルス)に感染した場合の検査、駆除。
- 3)請負者が本契約に基づいて保守を行う為に、発注者が本装置を使用できないことにより生ずる発注者の逸失利益等の損害について請負者は責任を負わない。
- 4) 特殊な部品である為請負者が速やかに部品調達することが困難であったり、請負者の保守の作業予定期間中に発注者が本装置を使用する等の発注者側の事情が存在するなど、請負者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合請負者は責任を負わない。この場合、発注者請負者協議の上改めて保守の作業期日を定める。
- 5) 請負者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録され た内容が破壊または消失した場合、請負者は責任を負わないものとする。

7. 経費の負担区分

点検及び修理に要する全ての経費は、請負者の負担とする。ただし、保守に必要な光熱費 については発注者の負担とする。

8. 検 収

請負者は、保守点検を完了したときは、その都度発注者の検査を受けるものとする。

9. その他

- (1) 請負者は、保守を開始する時及び終了した時は、その旨本学職員に報告するものとする。
- (2) 保守業務は原則として本学職員の勤務時間内に行うものとする。ただし、予め本学職員の承認を得た場合にはこの限りではない。
- (3) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。
- (4) 請負者は、派遣する技術者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めると共に、職員、 患者等に対して不快な言動を行わせないものとし、技術者の身元については一切の責 任を負うものとする。
- (5) 請負者は、業務上知り得た本学職員及び患者等の個人情報及び不利益となる事項等は、 他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- (6) その他本仕様に記載されていない事項で、保守業務実施中において疑義が生じたときは、その都度本学職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (7) 契約期間において仕様の変更を必要とするときは、両者協議のうえ、契約の変更をすることができる。
- (8) 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。なお、本仕様書に記載のないもの及び、作業を実施する際には、本学職員と十分な事前打合せを行うものとする。

見積書提出の注意事項

1 見積書提出期限 令和6年4月30日 12時00分

(郵便(書留郵便に限る。) 又は宅配便(以下、「郵送等」という。) で

発送する場合には提出期限までに必着のこと)

提出場所 〒305-8576

茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 木村

電話番号:029-853-3586

2 見積書作成の注意

- (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
- (2) 住所氏名を記入し押印すること。
- (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。
 - 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/
 - 役務提供契約基準

https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun

請 書(案)

件 名 据置型アナログ式汎用 X 線診断装置の保守 (C103、C104)

金 額 円也(支払内訳は別紙の通り)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83により算出したもので、金額に110分の10を乗じた額である。)

上記の業務を、上記の金額で下記の条項により行うことをお請けします。

記

- 第1条 請負者は別紙仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行 するものとする。
- 第2条 契約期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。
- 第3条 代金の請求書は、筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第4条 代金は、月ごとに支払うものとし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
- 第5条 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を適用するものとする。

令和6年4月 日

国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司 殿

請負者

請負金額支払内訳書

年月	金額	うち消費税額及び 地方消費税額
令和6年 5月分	円	円
令和6年 6月分	円	円
令和6年 7月分	Н	円
令和6年 8月分	円	円
令和6年 9月分	Н	円
令和6年10月分	円	円
令和6年11月分	円	円
令和6年12月分	円	円
令和7年 1月分	円	円
令和7年 2月分	円	円
令和7年 3月分	円	円
令和7年 4月分	円	円
슴 計	円	円